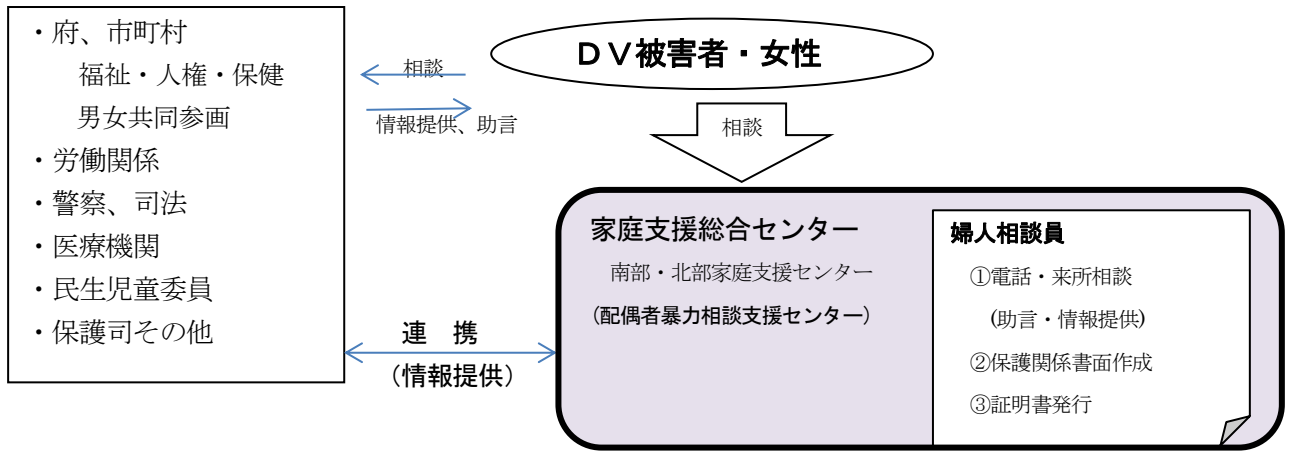


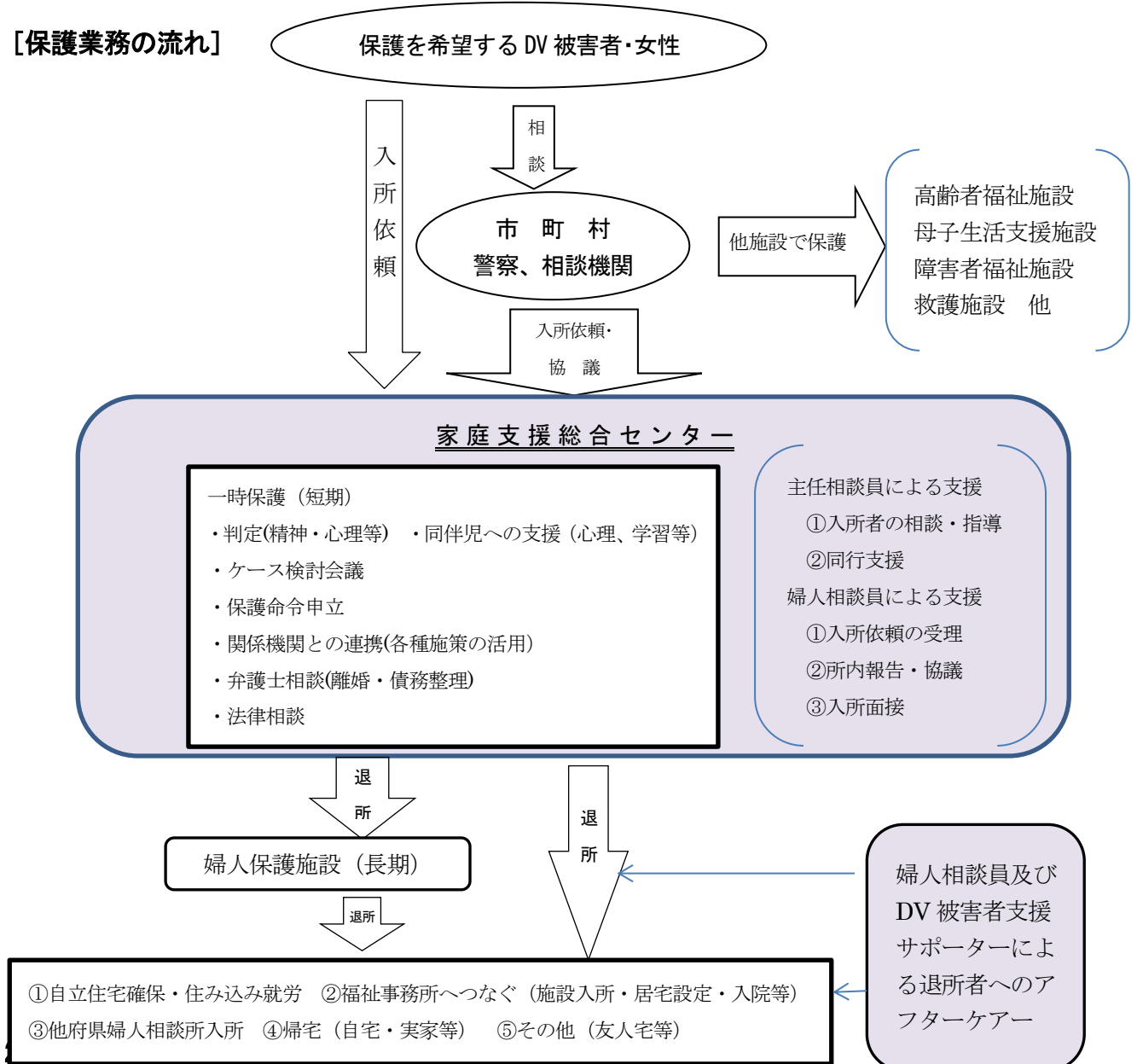
第4部 DV・女性相談の業務

1 相談・保護業務概略図

[相談業務の流れ]



[保護業務の流れ]



2 婦人保護事業の対象者

(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について」 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

婦人保護事業が対象者とする女子は次のとおりである。

- ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）
- エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者（居所がない者、恋人からの暴力被害女性等）

3 広報・啓発・研修

センター機能の周知を図るとともに、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者の相談を直接うける市町村職員の研修を実施することによりDV防止の広報や啓発に努めている。また、婦人相談員等の資質向上を図るためのスーパーバイズ等センター内研修を実施している。

- センター通信等の発行、リーフレット等の配布
- DV被害者支援研修会等の開催（再掲）

内 容	日時・場所
家庭支援総合センターにおけるDV被害者支援等グループ討議 (講師) 家庭支援総合センター職員 説明	平成30年5月22日 家庭支援総合センター
障害者虐待の対応の流れと各関係機関が果たす役割 (講師) 京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 今井昭二氏	平成30年6月26日 家庭支援総合センター
開かれた相談窓口であるために 「LGBTについて知識を深めるとともに、自らのジェンダーバイアスに気づく」 (講師) NPO法人特定非営利活動法人クロスベイス 土肥いつき氏	平成30年8月21日 家庭支援総合センター
開かれた相談窓口であるために～LGBTの現状と課題～ グループ討議 (講師) 大阪府立大学 教授 東優子氏	平成30年12月7日 家庭支援総合センター
住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の対応の流れと各関係機関が果たす役割 (講師) 京都市伏見区役所区民部市民窓口課長 根来正宏氏	平成31年2月19日 家庭支援総合センター

○講演会・講習会への出講

日時	出講依頼元	対象者	講義内容
平成30年6月8日 平成31年2月21日	京都府警察本部	警察官 20名 引率責任者2名 計44名	家庭支援支援総合センターの業務と警察との連携について
平成30年6月14日	京都家事調停会	京都家事調停会会員 20名	家庭支援総合センターの業務説明及びセンター内の見学ならびに質疑応答
平成30年6月28日	京都母子生活支援施設協議会	府市行政、保健福祉センター職員、 婦人相談所職員、配偶者暴力相談 支援センター職員、母子生活支援施設職員 約50名	家庭支援総合センター(女性グループ)業務について
平成30年9月7日	(福)京都府社会福祉事業団	大学生等 4名(社会福祉士実習)	女性グループの機能、DVについて
平成30年10月3日	京都市子ども若者はぐぐみ局	京都市子ども若者はぐぐみ局職員 22名	女性グループの機能、DVについて
平成30年10月10日	京都弁護士会	司法修習生等 10名	家庭支援総合センターの業務説明及びセンター内の見学ならびに質疑応答
平成30年11月21日	京都府戸籍住民登録事務協議会	戸籍・住民基本台帳事務従事者 約100名	DV、虐待事案と戸籍・住民基本台帳事務
平成30年11月26日	京田辺市民生児童委員協議会	草内地区民生委員 18名	家庭支援総合センター(女性グループ)業務について

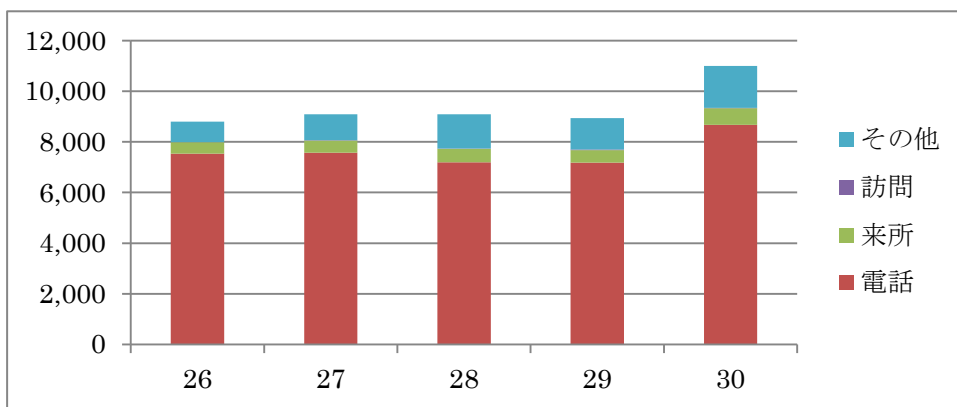
○機関会議への出席

4 業務実績

(1) 相談の状況

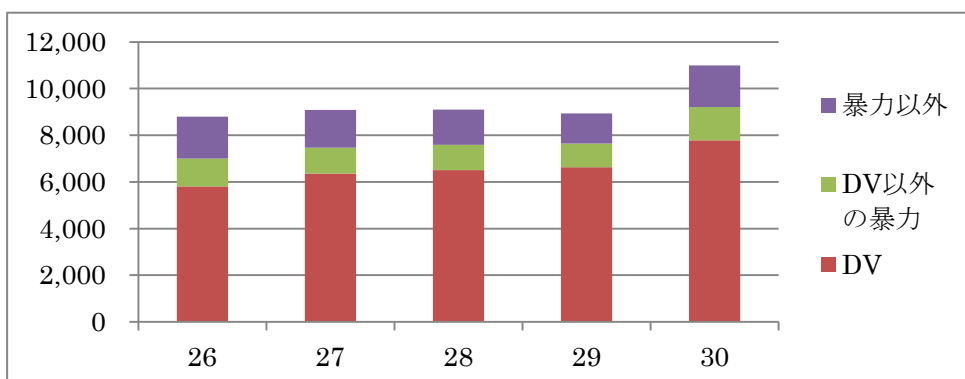
ア 相談形態別状況

年度	電話	来所	訪問	その他	計
26	7,538	446	2	815	8,801
27	7,569	488	5	1,022	9,084
28	7,195	531	9	1,360	9,095
29	7,183	492	21	1,246	8,942
30	8,669	664	14	1,653	11,000



イ DV相談の状況

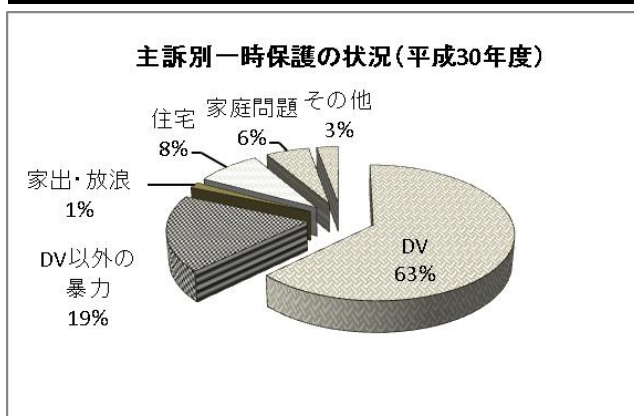
年度	DV	DV以外の暴力	暴力以外	計
26	5,802	1,192	1,807	8,801
27	6,354	1,114	1,616	9,084
28	6,503	1,081	1,511	9,095
29	6,625	1,022	1,295	8,942
30	7,785	1,426	1,789	11,000



(2) 保護の状況

ア 主訴別一時保護の状況

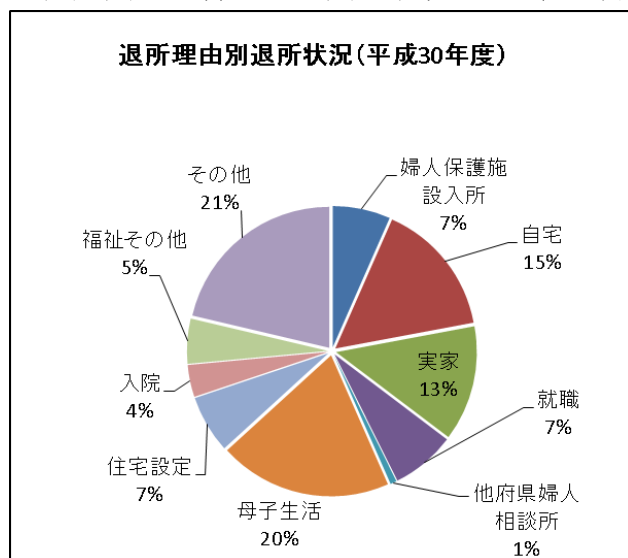
年度	DV	DV以外の暴力	家出放浪	住宅	経済サラ金	家庭問題	その他	計
26	107	37	-	13	-	-	-	158
27	110	27	-	9	-	2	-	148
28	77	29	-	6	1	1	-	114
29	84	24	3	4	-	-	-	115
30	88	26	2	12	-	8	4	140



イ 退所理由別退所状況

年度	婦人保護施設入所	帰宅		就職(注)	他府県婦人相談所	福祉事務所の支援	無断退所				その他	計		
		自宅	実家				母子生活支援	住宅設定	入院	その他				
26	3	56	26	30	20	-	49	22	20	2	5	2	23	153
27	1	60	28	32	9	-	44	24	13	1	6	-	25	139
28	3	37	22	15	1	2	49	20	19	1	9	-	16	108
29	2	43	26	17	6	1	42	19	10	3	10	-	14	108
30	9	39	21	18	10	1	48	27	9	5	7	-	29	136

(注) 就職には、住み込み就職の他、自力での住宅確保を含む。



第5部 障害者相談の業務

1 相談業務の内容

(1) 相談の種類

ア 身体障害者、知的障害者に関する専門的な支援（相談・判定）

身体障害者、知的障害者や家族、市町村、障害福祉サービス事業所等の求めに応じて、身体障害者、知的障害者に対する専門的な知識及び技術を必要とする支援を、来所、巡回、訪問等により実施

- ・補装具費の申請に関する支援

補装具費の交付・修理の要否、処方及び適合判定

- ・補装具費交付後の使用状況確認・訓練等に関する支援

(補装具フォローアップ事業)

- ・自立支援医療に関する支援

身体障害者に対する自立支援医療（更生医療）の要否等について、文書による判定を実施。じん臓機能障害と心臓機能障害については、それぞれ専門医による審査を経て判定

- ・療育手帳判定及び発行

- ・施設利用や障害福祉サービス利用、生活上の悩みや心配事等に関する相談

(施設利用相談・個別支援相談)

- ・特別支援学校高等部卒業予定者の進路に関する相談（地域生活相談）

- ・視覚障害に関する相談

失明や視力が低下した府民等に対して、日常生活上の悩みや福祉用具、福祉制度などについての相談会を、関係機関・団体の協力のもとに実施

イ その他の専門的な支援

- (ア) 市町村や障害福祉サービス事業関係職員の資質向上を図るため、研修等を実施
身体・知的障害に関すること、補装具及び補装具判定に関すること、医療的ケアに関すること等

- (イ) 補装具の処方及び適合判定に関する業務を適正に実施するため、補装具製作者等を指導

- (ウ) 市町村等が業務を円滑に実施するための、必要な情報の収集及び提供を実施

- (エ) 地域リハビリテーションの推進のため、関係機関の実施する高次脳機能障害に係るカンファレンスに参加するなど、関係機関と連携

- (オ) 相談支援事業者及び総合相談支援センターに配置されている専門職員への支援及び連携

(2) 相談の方法

ア 身体障害関係

(ア) 来所及び巡回等による相談

- ・来所相談（予約制）

科 目	実施曜日	受付時間	実施場所
整形外科(肢体不自由)	毎週水曜	午後2時～4時	城陽相談室

診察を伴わない補装具利用に関する相談も随時実施（予約制）

*場所：城陽相談室（旧身体障害者更生相談所）

- ・巡回相談

肢体不自由及び聴覚障害に関する相談（予約制）

科 目	開 催 市 町 村 ・ 回 数
整形外科（肢体不自由）	年度当初に決定
耳鼻咽喉科（聴覚障害）	同上

- ・在宅重度身体障害者訪問診査

来所及び巡回相談に参加することが困難な在宅の重度身体障害者に対して、医師等を派遣して診査及び相談を行う訪問診査を実施

(イ) 視覚障害に関する相談会（視覚相談会）

（福）京都ライトハウス及び（福）京都視覚障害者支援センター等関係機関・団体の協力のもとに、毎年度6市町で6回実施

イ 知的障害関係

(ア) 療育手帳判定、地域生活相談、個別支援相談等（予約制）

来所及び巡回による相談を実施（主に中丹以北の相談は巡回）

施設入所者等についても訪問を実施

- ・療育手帳の判定及び交付

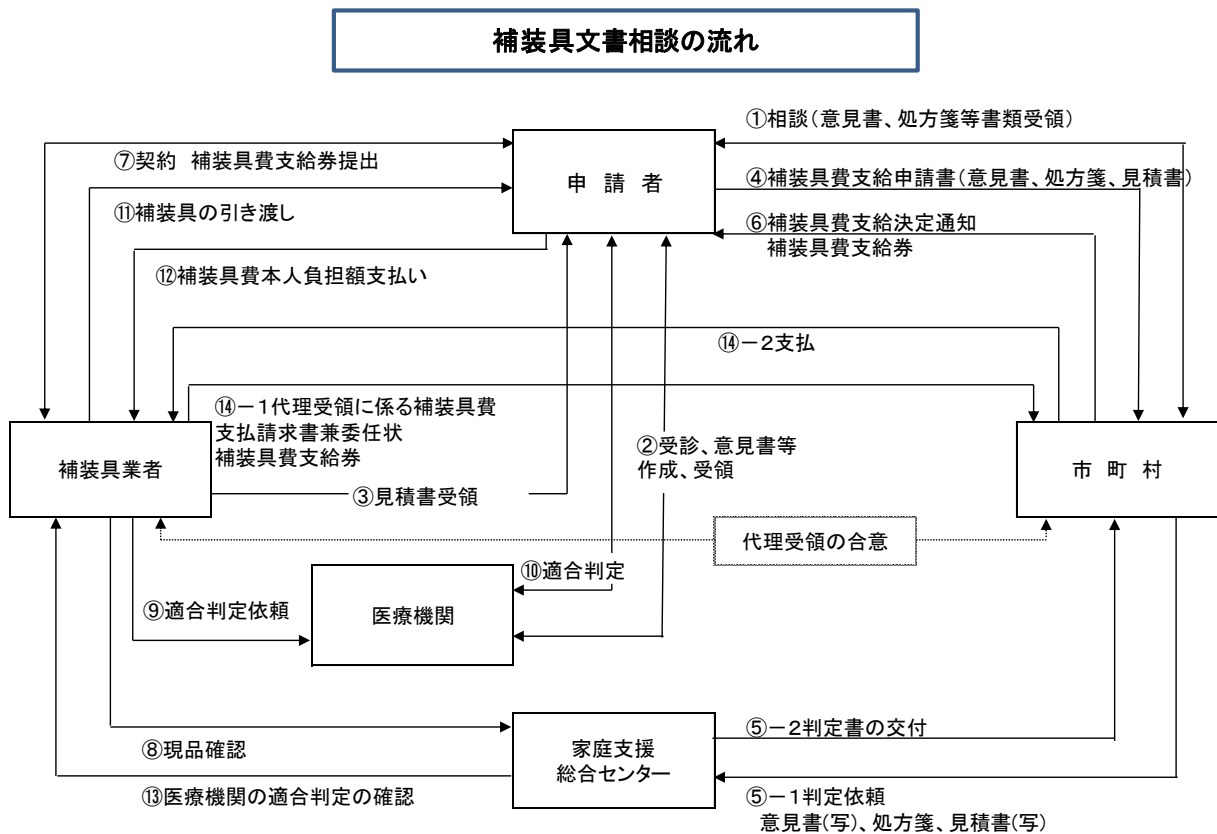
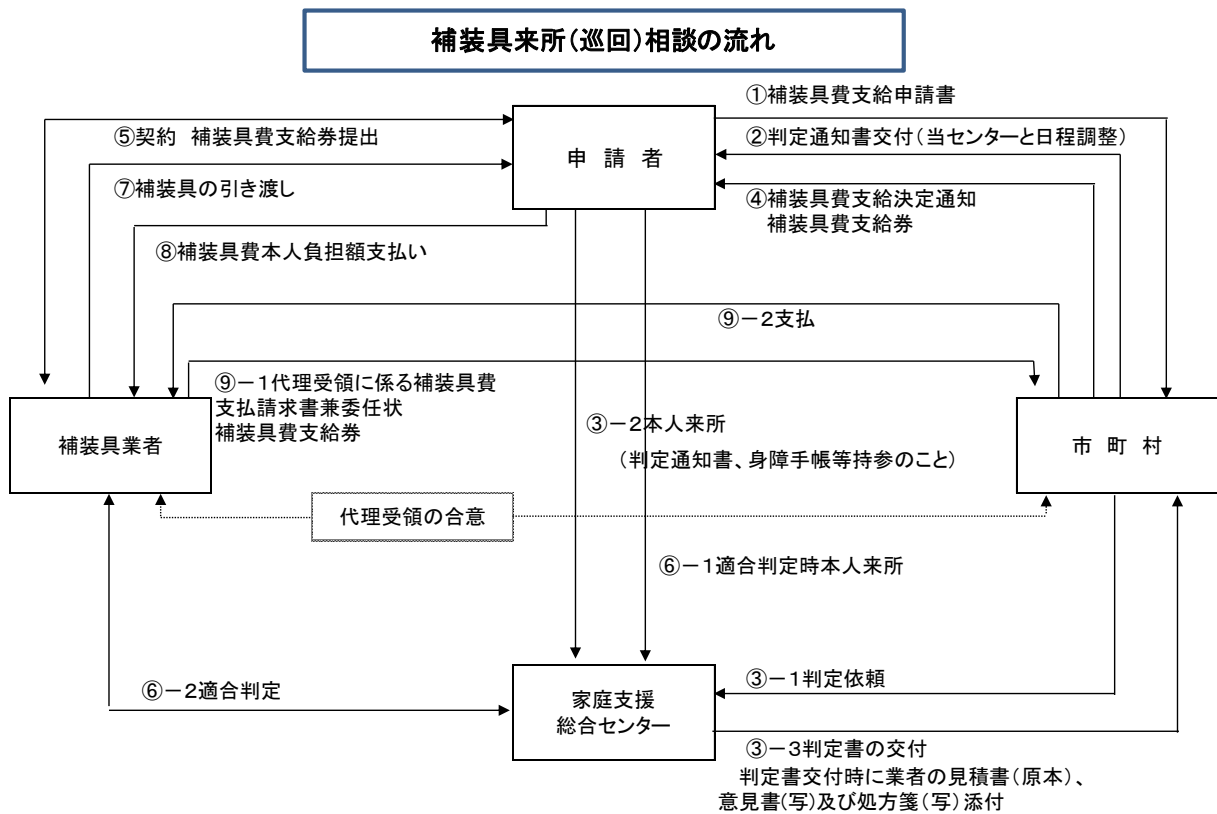
判 定	18歳以上の者	全府域分を実施
	18歳未満の者	センター（児童部門）管轄地域分を実施
交 付	全府域分を実施	

(イ) ケース会議

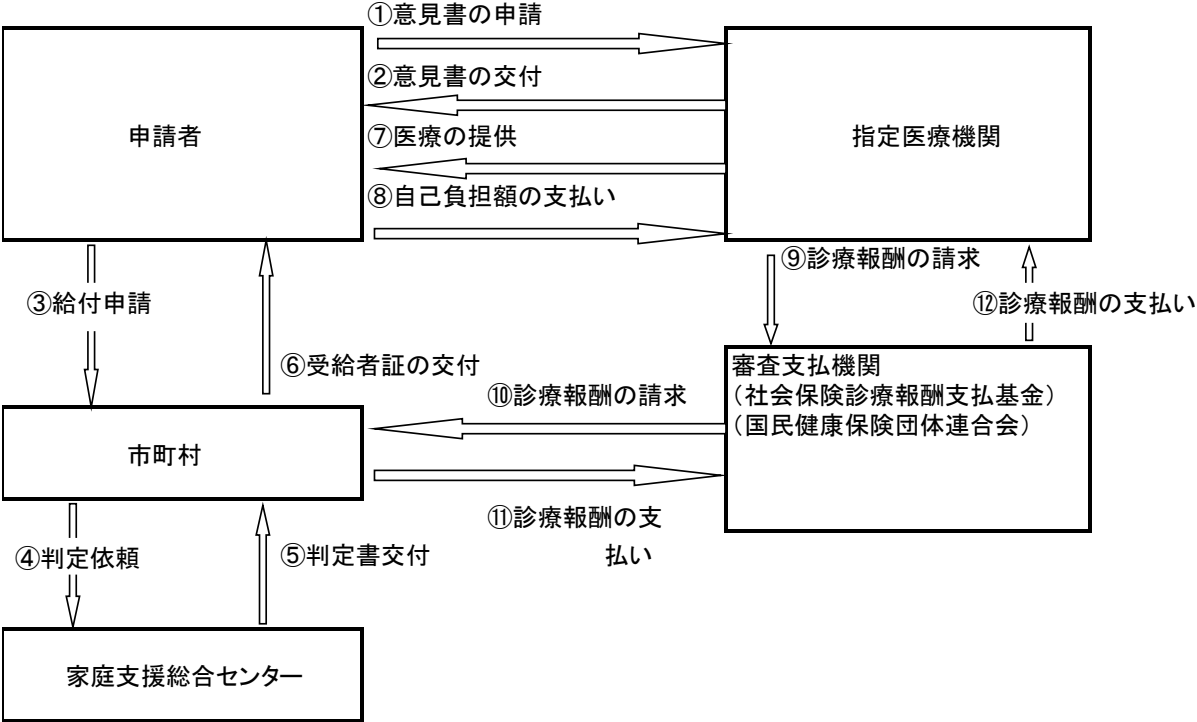
相談・判定を実施したケースのうち総合的に検討が必要とされるものについてケース会議を開催し、支援の方向性を検討。会議には市町村、障害者生活支援センター、特別支援学校、施設等関係機関が出席し、相互の情報、意見交換を行い一人ひとりにあった適切な支援が行えるよう検討（巡回による会議開催も有）

相談・判定を実施していない場合でも、市町村等関係機関主催のケース会議に必要に応じて出席し、専門的立場からの助言を実施

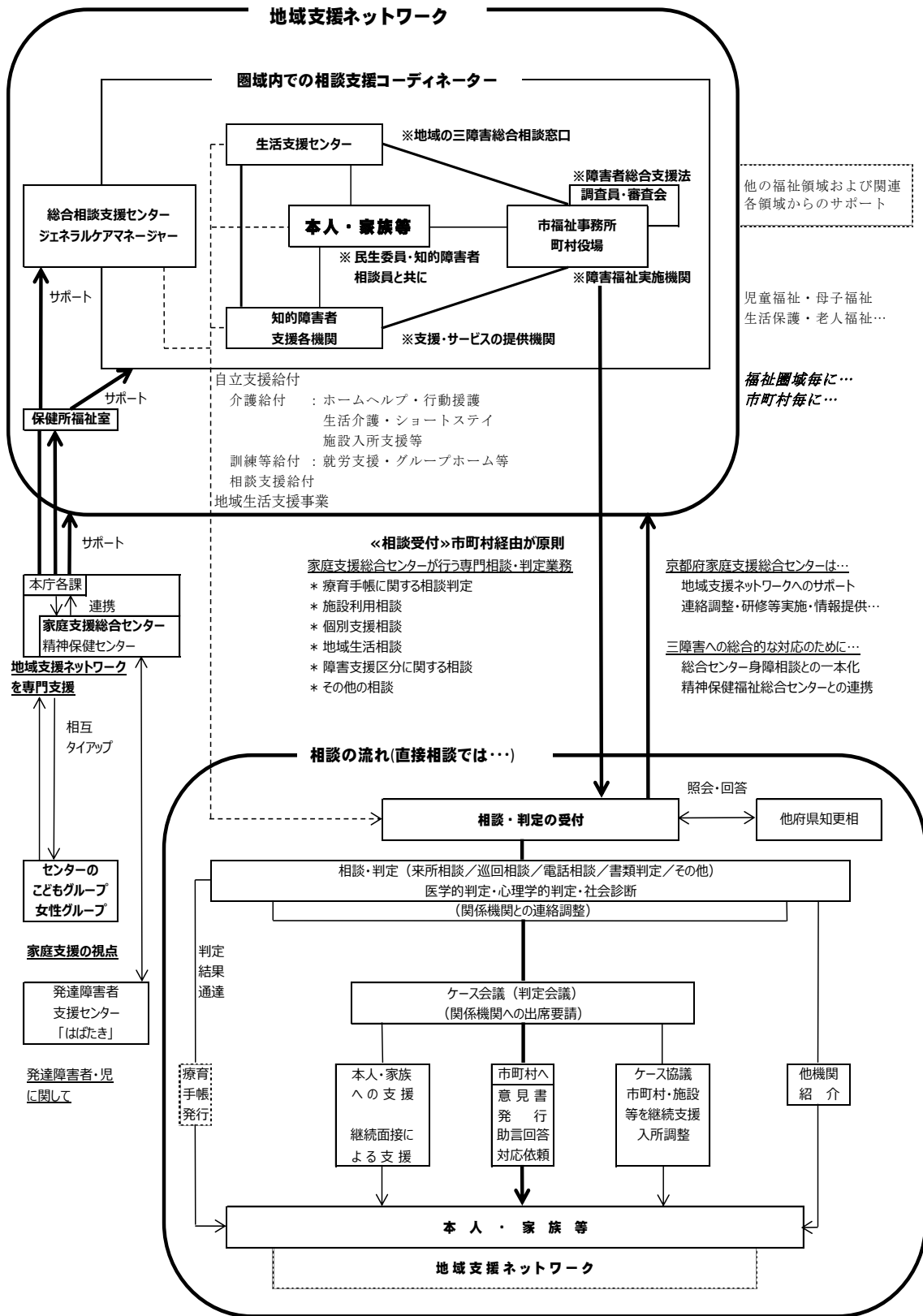
(3) 身体障害者相談・支援の概念図



自立支援医療(更生医療)の流れ



(4) 知的障害者相談・支援の概念図



【参考資料】 療育手帳判定区分と再判定期間（18歳以上の場合）

療育手帳の判定については、従来から知的能力に社会生活能力を加味して総合判定しています。
1 8歳以上の知的障害者に対する判定方法や判定基準のガイドラインは下記のとおりです。
(平成24年度に一部改訂)

〔判定の方法と、判定区分〕

標準化された知能検査・発達検査を実施し、社会生活能力について聞き取った上で、手帳の新規申請の場合は原則として精神科医による診断を行い、これらの結果から評価することを目安とします。発症時期が18歳未満であることが必須条件となります。その上で、個別的勘案事項（身体障害や行動障害など）の有無及び程度や、次回判定年月などを検討し、総合判定を行います。

社会生活能力は、身辺自立・移動・意思交換・生活文化・家事職業の5つの領域について調査し、社会生活能力の程度を、最重度～軽度の4段階で評価します。

		社会生活能力の評価				知的障害程度の区分		
		最重度	重 度	中 度	軽 度	手帳判定区分	障害程度	
知 能 指 数	IQ20以下	A 1	A 1	A 3※	評価せず	A	A 1・A 2	最重度
	IQ21～35	A 3※	A 3※	A 3	B 1		A 3・A 4	重 度
	IQ36～50	A 3	B 1	B 1	B 1	B	B 1	中 度
	IQ51～75	B 1	B 1	B 2	B 2		B 2	軽 度

注：「評価せず」について…知的障害の特性に鑑み、IQ20以下で社会生活能力が軽度となるような場合はあり得ないとの観点から、この区分については評価対象としません。

身体障害者手帳1～3級所持者について、上表の太線で囲った領域に判定された場合、身体障害の程度を勘案し、下表に従って障害程度を1ランク上位に評価します（合致しない場合は、上表に従って判定します）。

上表の判定区分	身障手帳所持判定区分	障害程度
A 3※	A 2	最重度
B 1	A 4	重 度

〔再判定期間〕

手帳判定区分に応じて、次回判定までの期間を下表のとおりとします。

障害程度	最重度	重度1	重度2	中度・軽度
手帳区分	A 1・A 2	A 3※	A 3・A 4	B 1・B 2
基本となる期間	設定せず	設定せず	10年	10年
配慮等を要する場合	期間をケースに応じて任意に設定（1～10年の範囲）			

注：重度1に該当するものを上表でA 3※と表記しています。

- ・上記判定はあくまでも目安であり、個々の障害に応じて判定します。
- ・50歳を超えた者については、障害程度にかかわらず、原則として次回の再判定を設定しません。
- ・知能検査、発達検査の結果の表記については、知能指数（IQ）又は発達指数（DQ）を使用しています。

【参考資料】米国知的・発達障害協会（AAIDD）の考え方

米国知的・発達障害協会（American Association on Intellectual and Developmental Disabilities, AAIDD）は2007年にアメリカ精神遅滞学会（AAMR, 1876）から改名されました。AAIDDは、創設期より「知的障害」の理解・定義・分類について、今日まで継続して取り組んでいます。この定義は、国際的に信頼を得ているもので、当初の「病因論」に基づく分類システムから、今日では大きな概念的な変遷を遂げています。

2012年の「知的障害 定義、分類および支援体系」第11版は、精神遅滞を知的障害の用語に置き換えた他は、2002年の「第10版」の定義をそのまま踏襲しています。

知的障害の定義

知的障害は、知的機能と適応行動（概念的、社会的および実用的な適応スキルによって表される）の双方の明らかな制約によって特徴づけられる能力障害である。この能力障害は、18歳までに生じる。この定義を適用するには以下の5つを前提とする。

- 1 今ある機能の制約は、その人と同年齢の仲間や文化に典型的な地域社会の状況の中で考慮されなければならない。
- 2 アセスメントが妥当であるためには、コミュニケーション、感覚、運動および行動要因の差はもちろんのこと、文化的、言語的な多様性を考慮しなければならない。
- 3 個人の中には、制約と強さが共存していることが多い。
- 4 制約を記述する重要な目的は、必要とされる支援のプロフィールを作り出すことである。
- 5 長期にわたる適切な個別支援によって、知的障害がある人の生活機能は全般的に改善するであろう。

知的障害とは現状の機能が実質的に制約されていることを指し、以下のような特徴をもつものをいいます。

- I 知的機能における明らかな制約がある
→ 使用した特定の知能検査の標準測定誤差と検査の長所および制約を考慮して、平均より約2標準偏差以上低いIQ得点
- II 適応行動における明らかな制約がある
→ 概念的、社会的および実用的適応行動の3つの型のうちのひとつ、または概念的、社会的および実用的スキルの標準化した尺度による総合得点で、平均より少なくとも2標準偏差より低い
- III 18歳までの発現年齢であること

「知的障害 定義、分類および支援体系」 第11版 AAIDD 邦訳
(2012. 6 日本発達障害福祉連盟発行) より

2 業務の実績

<身体障害者への相談等>

(1) 取扱人員

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度 構成比
取扱人員		4,143	3,866	4,124	4,227	4,015	100
方法	来 所	737	604	698	660	644	16
	巡 回	366	354	438	436	475	11.8
	文 書	3,040	2,908	2,988	3,131	2,896	72.1
障害	視 覚	35	57	85	79	76	1.9
	聴覚平衡	462	291	407	354	391	9.7
	音声言語等	7	7	6	12	17	0.4
	肢体不自由	2,149	2,062	2,075	2122	2095	52.2
	内部障害	1,490	1,449	1,551	1,660	1,436	35.8

(2) 相 談

(単位：件)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	構成比
相談件数		4,204	4,006	4,224	4,357	4,087	100
内容	障害者手帳	0	0	0	0	0	0
	自立支援医療	2,146	2,129	2,272	2,481	2,216	54.2
	補装具	2,058	1,877	1,982	1,876	1,871	45.8
	その他	0	0	0	0	0	0

(3) 判 定

(単位:件)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	構成比
判定書交付件数		3,040	2,908	3,189	3,312	3,122	100
補装具	義肢	59	72	54	57	67	2.2
	装具	276	232	257	269	255	8.2
	補聴器	314	266	356	302	357	11.4
	車いす等	201	152	200	163	188	6
	その他	44	57	50	40	39	1.2
	計	894	779	917	831	906	
更生医療	肢体不自由	648	672	714	804	762	24.4
	心臓等	1,360	1,303	1,344	1,396	1,101	35.3
	じん臓	109	128	194	247	328	10.5
	肝臓	21	18	13	17	7	0.2
	その他	8	8	7	17	18	0.6
	計	2146	2129	2272	2481	2216	
施設入所		0	0	0	0	0	0

(注)「心臓等」には、免疫障害を含む(以下同じ)

(4) 身体障害者巡回相談

肢体不自由及び聴覚障害に関する相談

科 目	開 催 市 町 村 ・ 回 数
整形外科(肢体不自由)	11市町 ・ 35回
耳鼻咽喉科(聴覚障害)	8市町 ・ 8回

(5) 視覚相談会

	開催市町村・回数
相談会	6市町 ・ 6回
講演会（相談会と併催）	1市 ・ 1回

(6) 在宅重度身体障害者訪問診査

対象者：20人（29年度 40人）

(7) 研修会等の開催

ア 医療的ケアを必要とする障害者への支援に関する研修会

たん吸引等の医療的ケアを要する重度障害者が利用する施設等に勤務する職員を対象に、姿勢管理や呼吸管理の難しい重症心身障害児（者）を理解し、より支援の現場で役立ててもらうことを目的として開催（協力：国立病院機構南京都病院）

年月日	内容	場所	参加者数
平成30年 10月26日（金）	「医療的ケア」を必要とする障害児者への食事支援 ～美味しく・楽しく・安全に～（講演と実践）	家庭支援総合センター	40人

イ 医療的ケアに従事する看護職員実地研修

たん吸引等の医療的ケアを要する重度障害者が利用する施設等に勤務する看護職員等を対象に、その障害特性や医療的ケアについての理解と看護技術の向上を目的として開催（協力：国立病院機構南京都病院）

年月日	内容	場所	参加者数
平成30年 11月12日（月） ～13日（火）	見学実習と臨床講義 （経腸栄養、人工呼吸器、障害者医療等）	南京都病院	18人
平成30年 11月20日（火） ～22日（木）	重症心身障害児者病棟での実習 （呼吸管理、感染管理、日常生活援助、入浴介助、療育等）		

ウ 市町村新任障害福祉担当者研修会

障害者福祉の業務に携わって1年目の職員を対象に、基礎的な知識の獲得を目的として開催

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
平成30年 6月4日(月)	身体障害者手帳、療育手帳、補装具、自立支援医療(更生医療)の各制度説明等	家庭支援総合センター	37人

エ 市町村障害福祉現任職員研修会

障害者福祉の業務に携わって2年目以降の職員を対象に、現場で直面する様々な課題に的確に対応できる能力の醸成を目的として開催

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
第一回 平成30年 10月5日(金)	① 更生医療について ② 補装具支給事務について ③ 車椅子・電動車椅子・座位保持装置について ④ 特例補装具について	家庭支援総合センター	27人
第二回 平成30年 10月31日(水)	① 療育手帳の申請事務について ② 地域生活定着促進事業について ③ 触法障がい者の地域生活に向けて ④ 障害児の強み育成推進事業について		15人
第三回 平成30年 12月17日(月)	① 市町村で判断する補装具について ② 事例検討【障害者福祉演習】 ・電動車椅子の支給について ・重度障害者用意思伝達装置について ・難病の事例対応について ③ 市町村からの質問・回答について		24人

※第一・三回は身体障害、第二回は知的障害に関する内容で実施

〈知的障害者への相談等〉

(1) 相談判定取扱状況の推移

年度	実施区分	取扱い 実人数 (人)	相談内容									判定内容				判定書等交付件数			
			施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	医学 判定	心理 判定	その他 の判定	計	障害程 度区分	療育 手帳	その他	計
26	来所	879	89	0	31	140	160	0	381	308	1109	168	305	686	0	318	467	785	
	巡回	215	37	0	47	0	0	123	92	299	47	166	170	383	0	123	46	169	
	計	1094	126	0	31	187	160	0	504	400	1408	215	471	856	0	441	513	954	
27	来所	926	175	0	21	221	128	0	379	417	1341	241	432	775	0	326	511	837	
	巡回	225	59	0	60	1	0	126	98	344	60	190	194	444	0	126	66	192	
	計	1151	234	0	21	281	129	0	505	515	1685	301	622	969	0	452	577	1029	
28	来所	885	109	0	27	157	106	0	434	318	1151	178	408	694	0	368	346	714	
	巡回	225	28	0	30	0	0	168	57	283	30	197	198	425	0	168	30	198	
	計	1110	137	0	27	187	106	0	602	375	1434	208	605	892	0	536	376	912	
29	来所	796	57	0	40	97	98	0	477	176	945	110	378	674	0	420	265	685	
	巡回	223	22	0	0	22	0	180	43	267	22	198	210	430	0	179	21	200	
	計	1019	79	0	40	119	98	0	657	219	1212	132	576	884	0	599	286	885	
30	来所	914	60	0	6	75	46	0	711	170	1068	83	412	751	0	681	183	864	
	巡回	206	18	0	30	0	0	178	18	244	31	177	196	404	0	178	18	196	
	計	1120	78	0	6	105	46	0	889	188	1312	114	589	947	0	859	201	1060	

(2) 実施機関別相談内容内訳

		取扱い 実人数	相談内容						その他		計
			施設	職業	医療 保健	生活	療育 手帳	支援 方針	その 他		
市 部	福知山市	87	4		5	3	75	14	0	101	
	舞鶴市	76	2		5	2	66	10		85	
	綾部市	36	1		4	1	34	2		42	
	宇治市	182	12	1	14	7	144	37		215	
	宮津市	21	4		4		11	4		23	
	亀岡市	111	6		8	2	88	17		121	
	城陽市	58	2	0	2	6	52	7		69	
	向日市	60	4		6	1	47	13		71	
	長岡京市	65	4	1	6	5	48	13		77	
	八幡市	75	11	1	11		53	10		86	
	京田辺市	46	3		3	1	38	5		50	
	京丹後市	65	5		6	1	52	9		73	
	南丹市	37	3	1	3	2	28	8		45	
	木津川市	78	6	1	8	5	62	17		99	
	小計	997	67	5	85	36	798	166	0	1,157	
保 健 所 管 内 町 村	乙訓保健所	16	2	1	4	3	11	2		23	
	山城北保健所	34	1		5	2	30	8		46	
	山城南保健所	31			2	3	24	6		35	
	南丹保健所	10			2	2	8			12	
	中丹西保健所									0	
	中丹東保健所									0	
	丹後保健所	32	8		7		18	6		39	
	小計	123	11	1	20	10	91	22	0	155	
その他											
合計	1,120	78	6	105	46	889	188	0	1,312		

(3) 療育手帳相談判定

(単位:件)

区分 年度	来所			巡回			書類判定			合計
	新規	再	小計	新規	再	小計	新規	再	小計	
26	47	161	208 (46.6%)	29	95	124 (27.8%)	48	66	114 (25.6%)	446
27	41	213	254 (56.2%)	23	103	126 (27.9%)	36	36	72 (15.9%)	452
28	53	245	299 (55.3%)	23	145	168 (31.1%)	41	32	73 (13.9%)	540
29	44	275	319 (52.5%)	28	144	172 (28.3%)	45	72	117 (19.2%)	608
30	39	370	409 (50.2%)	28	156	184 (22.6%)	29	193	222 (27.2%)	815

<参考:療育手帳所持者数の推移>

(単位:人)

年度	総数	18才未満	18才未満 内訳				18才以上	18才以上 内訳					
			0~5	6~11	12~14	15~17		18~30	31~40	41~50	51~60	61~69	70~
26	10,280	2,082	288	759	488	547	8,198	2,664	1,869	1,649	821	640	555
		%	13.8	36.5	23.4	26.3	%	32.5	22.8	20.1	10.0	7.8	6.8
27	10,573	2,129	306	769	492	562	8,444	2,719	1,906	1,729	865	653	572
		%	14.4	36.1	23.1	26.4	%	32.2	22.6	20.5	10.2	7.7	6.8
28	10,881	2,219	296	817	506	600	8,662	2,772	1,901	1,821	908	666	594
		%	13.3	36.8	22.8	27.0	%	32.0	21.9	21.0	10.5	7.7	6.9
29	11,158	2,271	282	851	500	638	8,887	2,827	1,910	1,909	933	671	637
		%	12.4	37.5	22.0	28.1	%	31.8	21.5	21.5	10.5	7.6	7.2
30	11,433	2,355	270	882	543	660	9,078	2,867	1,906	1,950	1,019	651	685
		%	11.4	37.5	23.1	28.0	%	31.6	21.0	21.5	11.2	7.2	7.5

(4) 地域生活相談実施状況

(単位:人)

学校名	高等部 卒業者 数	相談判 定件数	相談・判定後の進路内訳						
			通所施設		入所施設		就職	進学	在宅 待機 家業 その他
			認可	無認可	成人	児童延 長			
与謝の海	16	12	10	0	0	0	2	0	0
舞鶴	20	0	0	0	0	0	0	0	0
中丹	19	3	2	0	0	0	1	0	0
丹波	18	7	3	0	0	0	3	1	0
宇治	41	4	0	0	0	0	3	1	0
向日が丘	13	10	8	0	0	0	1	1	0
八幡	20	10	4	0	0	0	5	0	1
城陽	20	11	0	0	0	0	11	0	0
南山城	23	4	4	0	0	0	0	0	0
教育大付属	2	1	1	0	0	0	0	0	0
盲	5	0	0	0	0	0	0	0	0
聾	11	2	0	0	0	0	2	0	0
合計	12	64	32	0	0	0	28	3	1
比率		100%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	43.8%	4.7%	1.6%

*「その他施設」については、職業能力開発促進法による施設を含む。

*「進学」については、障害者高等技術専門校への進学を含む。

特別支援学校	高等部 卒業生数	相談判定 件数	相談・判定後の進路内訳								
			通所施設		入所施設		その他施設		就職	進学	在宅 待機 家業 その他
			認可	無認可	成人	児童延長	通所	入所			
平成26年度	217	163	89	0	10	3	0	0	47	8	6
平成27年度	220	169	105	0	1	3	0	0	46	9	5
平成28年度	231	136	57	0	1	2	0	0	65	10	3
平成29年度	225	80	37	0	3	0	0	0	30	8	2
平成30年度	215	64	32	0	0	0	0	0	28	3	1

(5) 個別支援相談

障害者福祉サービスの利用や就労、地域生活等に関して、課題を抱えている本人や家族、関係機関等からの依頼を受けて、心理判定を行い、今後の支援のあり方について相談を行う。

- ・個別支援対象者 … 6 件 (29年度 3件)

(6) 相談対応としてのケース会議の実施状況

特別支援学校卒業予定者についての地域生活相談（進路相談）や個別支援相談について、関係機関によるケース会議を開催する。

- ・進路相談、個別支援相談に係るケース会議
… 70 件 (29年度 76件)

(7) 市町村・関係機関とのネットワーク等

地域生活相談（特別支援学校卒業予定者の進路相談）担当会議の開催

年 月 日	内 容	場 所	参加者数
平成31年 3月11日 (月)	地域生活相談に関する会議	家庭支援総合センター	30人

(8) 研修会等の開催

市町村障害福祉現任職員研修

※身体障害者への相談「(7) 研修会等の開催 エ」を参照

第6部 ひきこもり相談の業務

1 業務内容

ひきこもりの問題は、ひきこもっている本人だけでなく、家族をも巻き込んだ家庭問題である。当事者だけで解決することが難しいため、状況を改善していくためには家族全体を支える第三者の存在が重要である。当センターでは、精神保健相談員や臨床心理士等の専門スタッフによる家族・本人からの相談対応や家族教室開催、相談支援従事者に対する研修会等を実施している。

(1) 電話相談・面接相談・家庭訪問等

ひきこもり相談専用電話にてひきこもりの問題を抱える家族や本人の電話相談を実施している。精神保健相談員や臨床心理士等の専門スタッフが相談に対応し、必要に応じて、下記会場にて面接相談を行っている（面接相談は予約制）。

また相談の内容や本人の希望を勘案し必要な場合は家庭訪問や関係機関への同行支援等を行っている。

併せて、相談内容に応じて、府内で活動している民間支援団体（相談・訪問、居場所の提供、学習支援等）や就労支援に関する情報提供を行っている。

<面接相談会場>

南部 京都府家庭支援総合センター（平日）

北部 京都府福知山総合庁舎（原則、第1・3水曜日）

(2) 家族教室の開催（開催状況は別表）

ひきこもり当事者の家族が、ひきこもりを理解し、適切な対応方法を学び、また、同じ悩みを抱える家族が交流できる場を持つことを目的に、家族のための教室を開催している。

(3) 研修会の開催（再掲）

ひきこもり相談支援に従事する市町村、NPO等関係団体の職員に対する研修会を北部（福知山市）及び南部（京都市）地域で開催している。

開催日	場所	内容
平成31年2月22日	市民交流プラザふくちやま（福知山市内）	ひきこもり支援の地域展開 等
平成31年3月15日	家庭支援総合センター（京都市内）	

(4) チーム絆 地域チームとの連携

ひきこもりの相談については、当センターとともに、京都府がNPO等民間支援団体（6団体）に委託している「地域チーム」が地域での相談に応じている。

当センターと地域チームでは相談支援状況の報告・共有やケースカンファレンス、ケーススタディ等を定例で行っている。

<チーム絆地域チーム6団体（平成29年度）>

乙訓地域	NPO法人若者と家族のライフプランを考える会
山城北地域	ほっこりスペース あい
山城南地域	社会福祉法人南山城学園 京都府「チーム絆山城南相談室
南丹地域	京都府教育委員会認定フリースクール 学びの森
中丹地域	NPO法人ニュートラル
丹後地域	企業組合労協センター事業団「ひととわ」

2 業務実績

(1) 相談の状況

ア 電話相談件数推移

(件)

年度	合 計	地 域			
		南部	北部	京都市	府外・不明
26	599	210	44	288	57
27	445	193	24	139	89
28	433	202	24	153	54
29	461	211	30	179	41
30	353	126	35	140	52

イ 面接相談件数推移

(件)

年度	合 計	地 域			
		南部	北部	京都市	府外・不明
26	1005	546	73	386	0
27	889	496	57	323	13
28	796	419	63	307	7
29	867	371	123	373	0
30	903	451	139	309	4

ウ 訪問支援件数推移

(件)

年度	合 計	家庭訪問	出張面接	関係機関への訪問
26	137	15	79	43
27	68	2	40	26
28	80	4	51	25
29	209	73	102	34
30	552	268	224	60

エ 面接相談(実件数) (件)

年度	合 計
26	186
27	162
28	151
29	143
30	122

オ 訪問支援(実件数) (件)

年度	合 計
26	41
27	26
28	27
29	39
30	57

(2) ひきこもりを支える家族教室の開催状況

会場：家庭支援総合センター	延		新規
	家族数	人数	(家族数のみ)
第1回 平成30年5月8日 オリエンテーション、ひきこもりの基礎知識	10	12	12
第2回 平成30年6月19日 本人への接し方	16	16	12
第3回 平成30年7月10日 自分を大切にする	16	19	5
第4回 平成30年8月7日 コミュニケーションが苦手な本人への接し方,不安について	14	15	1
第5回 平成30年9月18日 自分を大切にする	14	15	2
第6回 平成30年10月30日 社会資源について	13	14	1
第7回 平成30年11月30日 発達障害について	15	15	1
第8回 平成30年12月25日 支援事例の紹介	11	12	0
第9回 平成31年1月25日 元当事者によるひきこもりの体験談	11	11	0
第10回 平成31年2月26日 今年度の振り返り、まとめ	10	10	0
計	130	139	34

全体合計	延 130家族 139人 / 実34家族
------	----------------------

注) 新規については、『今年度新規』の件数を計上(今年度以前に参加経験のある家族も含まれる)

第7部 児童虐待・DV被害者支援の業務

1 業務内容

地域生活に不安があると思われる、児童養護施設退所者やDV被害者及びその同伴児童に対して、地域で安定した生活が継続して営めるように関係機関と連携を図りながら横断的、継続的な支援、「寄り添い型家庭支援事業」を実施している。

また、虐待を繰り返してしまう保護者を対象とした再発防止のための教育、支援プログラムを実施するとともに、関係者等を対象とした研修、啓発事業を実施した。

(1) 児童養護施設退所児童への支援

ア 個別支援

虐待等により児童養護施設入所した者で、就職等により施設を退所した後も、様々な理由で、家庭に戻れずに単身生活を始める者に対して、安定した生活が送れるように個別支援を行った。

・29年度 支援対象者 33名（うち支援者数 33名）

イ 居場所の提供

平成27年度から本格的に京都市内の事務所で活動をしている。

委託先：アフターケアの会メヌエット（代表 安保千秋）

事業の周知、退所者の交流等を目的にイベントを実施。

・サロンドツキイチ（月に一度、居場所での食事会）開催

・平成30年1月21日 社会的養護を終えた若者を応援する集い

映画「チョコレートケーキと法隆寺」上映会&シンガーソングライター中西健ライブ
参加者 68名

ウ ニュースレターの送付等

活動内容の紹介、退所者とのつながりを目的にニュースレターを年4回発行、センターのHPにも掲載を行った。

(2) DV被害者等への支援

ア DV被害者への支援

一時保護所に入所したDV被害者等で一時保護所を退所後、京都府内に住居を設定した者に対して、関係機関と連携を取り地域での生活が安定、定着できるように支援等を行った。

・30年度 支援者数 34名

イ DV被害者の同伴児童への支援

一時保護所に入所したDV被害者等の同伴児童に対して、行動観察等を実施するとともに必要に応じて心理検査等を実施、母親支援を行うとともに必要に応じて退所先の関係機関と連携を取り、退所児童が新しい地域で安定した生活が送れるように支援を行った。

・30年度 支援者数 名（乳幼児 51名、就学児 名）

(3) 保護者支援

ア 虐待を繰り返す（おそれのある）保護者への教育・支援

地域の要対協、各センターで指導中の保護者等を中心に虐待を繰り返さない、よりよい家族関係が築けるよう教育、支援事業を行った。

① MY TREE ペアレンツ・プログラム(虐待をしてしまう保護者の支援プログラム)

	実施日	場所	出席者
事前説明会	平成 30 年 4 月 25 日	乙訓保健所	9 名
	平成 30 年 4 月 26 日	家庭支援総合センター	25 名
	平成 30 年 5 月 10 日	宇治児童相談所	4 名
		京田辺支所	6 名
	平成 30 年 5 月 11 日	京丹波町子育て支援課	4 名
	平成 30 年 5 月 17 日	福知山児童相談所	21 名
	平成 30 年 5 月 18 日	南丹市子育て支援課	7 名
プログラム 実施	平成 30 年 7 月 13 日 ～10 月 12 日	亀岡総合庁舎 (セッション 13 回+ 中間・終了時面接)	7 名
	平成 31 年 1 月 25 日	亀岡総合庁舎 (同窓会)	6 名
事業報告会	平成 31 年 2 月 1 日	乙訓保健所	6 名
	平成 31 年 2 月 22 日	中丹西保健所	2 名

② 寄り添いカウンセリング(虐待をしてしまう保護者対象のカウンセリング)

実施期間	場所	参加者
平成 30 年 4 月 9 日～ 31 年 3 月 11 日 (計 15 回)	家庭支援総合センター	20 名 (延べ 58 名)
平成 30 年 4 月 11 日～ 31 年 3 月 13 日 (計 12 回)	綾部総合庁舎	3 名 (延べ 23 名)

③ トリプル P (育児スキルがないために虐待してしまう保護者の集中トレーニング)

実施期間	場所	参加者
平成 30 年 5 月 21 日 ～7 月 2 日 (計 7 回)	家庭支援総合センター	8 名 (延べ 54 名)

(4) 里親制度の普及啓発、里親支援

里親登録希望者等への研修を実施するとともに、里親委託推進、広報啓発、里親の登録台帳管理、里親会事務局として関係者の連絡調整等を行った。

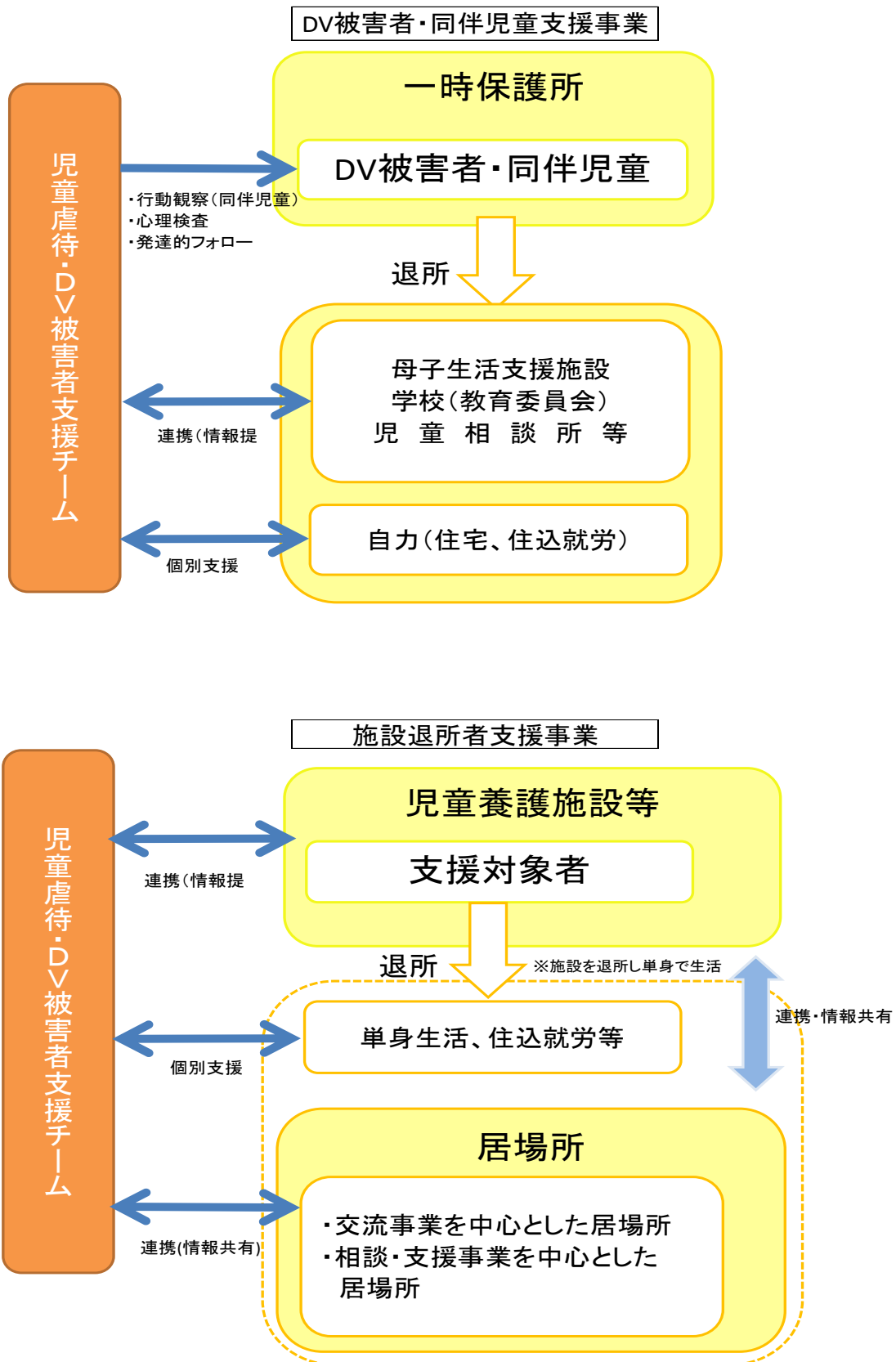
里親研修

- ・基礎研修 5/20 (参加者 8 名)、11/7 (参加者 4 名)
- ・登録前研修 6/9、6/10 (参加者 15 名) 11/10、11/11 (参加者 8 名)
- ・更新研修 11/25、12/9 (参加者 19 名)

里親広報

- ・第 2 水曜日に宇治市役所里親相談会実施 (9 月～3 月)
- ・第 3 木曜日に福知山市役所里親出張相談会実施 (11 月～3 月)
- ・10/21 亀岡市民福祉のつどい、11/4 宇治福祉祭り広報啓発ブース設営
- ・里親出前講座出講 (計 4 回 参加者計 129 名)

支援フロー図 (寄り添い型家庭支援事業)



第8部 非行少年等立ち直り支援の業務

1 業務内容

非行等の問題を抱える少年に対し、学校や警察、家庭裁判所等幅広い関係機関と連携して、支援プログラムを作成、様々な体験活動等を通じた立ち直り支援及び地域の民間支援団体等と連携した居場所（ユース・コミュニティ）づくり

(1) 寄り添い型支援（関係機関から紹介を受けた少年への支援）

ア 対象とする少年

学校や警察、児童相談所等の関係機関から紹介を受けた、概ね中学生から成人に至るまでの少年及びその保護者

イ 支援内容

支援コーディネーターを中心に、非行の要因を検証するためのケース会議を関係機関と連携して開催、少年一人ひとりに適した支援プログラムを作成し、体験活動等を通じて立ち直りを支援

ウ 支援プログラム

- (ア) 基本プログラム：支援コーディネーターによる継続的な面談、見守り
- (イ) 体験活動プログラム：介護・保育、ボランティア、農作業、スポーツ、音楽 等
- (ウ) 就学支援プログラム：学習支援、登校・進学、編入資格、高卒資格取得支援 等
- (エ) 就労支援プログラム：職業基礎能力の習得、就労体験、就職相談 等
- (オ) 家庭支援プログラム：保護者面談、カウンセリング、地域活動参加 等

(2) 家庭裁判所係属中少年への支援

ア 対象とする少年

家庭裁判所に送致され係属中で、非行が比較的軽微又は試験観察中の少年

イ 支援内容

社会貢献活動や地域住民との対話等を通じて自己を振り返り、地域社会の一員としての自覚を認識させることにより再非行防止を図る

ウ 支援プログラム（立ち直り支援地域力活用プログラム）※プログラムはすべて非公開で実施

(ア) 非行が比較的軽微な少年（社会貢献活動への参加）

地域のNPOやボランティア団体が実施する清掃活動等に参加

(イ) 試験観察中の少年（地域住民との対話等）

社会貢献活動に加え、地域団体の代表者等との対話等を実施（対象少年の状況に応じ、家庭裁判所との個別調整により支援内容を決定）

(3) 少年非行防止のための「ユース・コミュニティ」づくり応援事業 (平成 26 年度～)

ア 対象とする少年

家庭や学校に居場所がなく、非行等の課題を抱える、概ね中学生から成人に至るまでの少年

イ 支援内容

対象少年たちの居場所を設置し、支援プログラムにより、自分の居場所や役割、存在価値を見出すことにより非行・再非行の防止を図る

※地域で活動する民間団体に委託し、府内 3 箇所を設置

(平成 30 年度)

京都市・乙訓地域	乙訓少年支援の会「ひまわり」
山城地域	京都南部少年少女自立支援の会「青空」
丹後・中丹・南丹地域	あやべ少年・少女自立支援の会「くわのみ」

ウ 支援プログラム

少年の悩み相談や学習支援、体験活動等

2 業務実績

(1) 支援人数

(人)

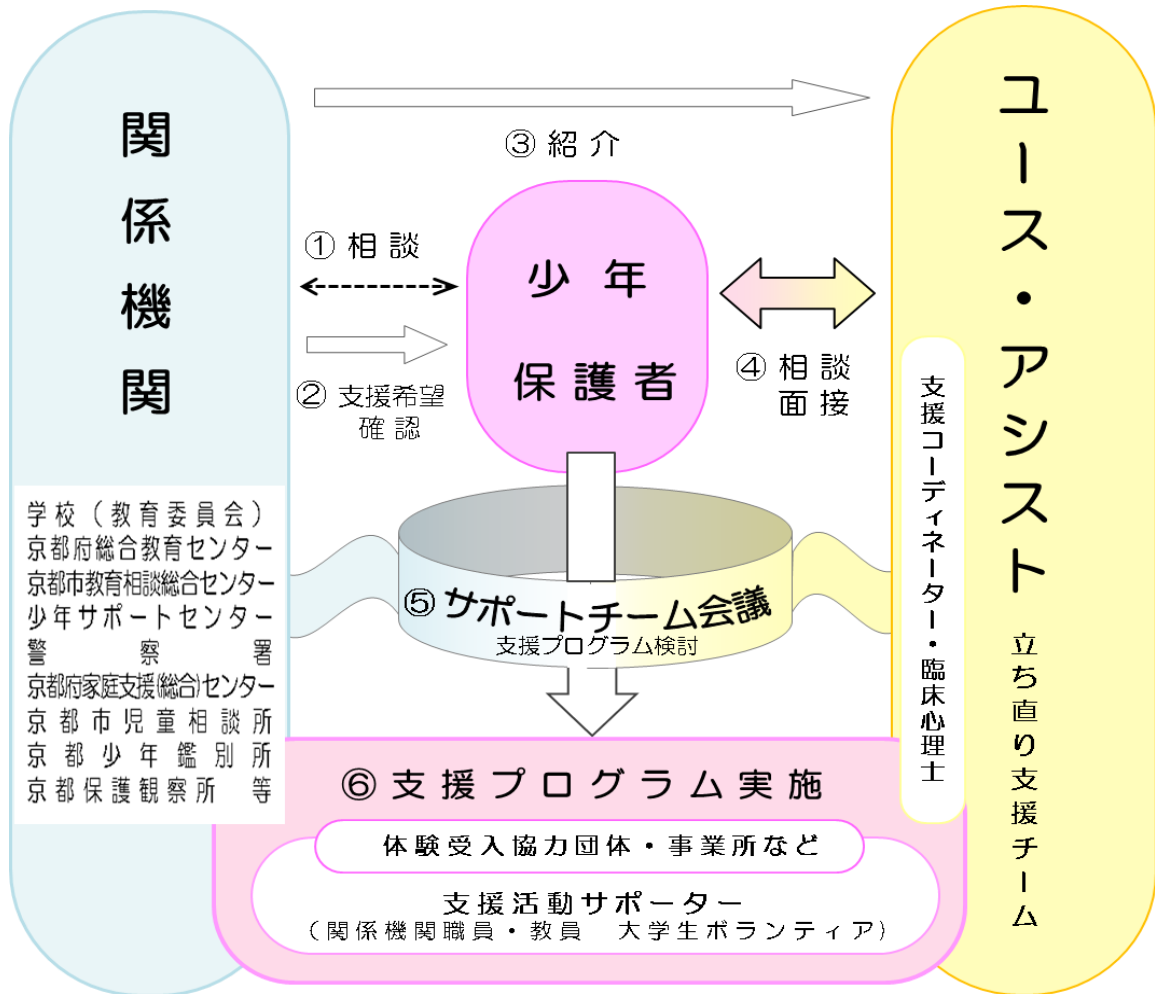
年度	24	25	26	27	28	29	30
寄り添い型支援	35	57	71	69	73	67	64
家庭裁判所係属中 少年への支援	125	124	103	68	40	58	37
計	160	181	174	137	113	125	101
ユース・コミュニティ(延 べ参加人数)			991※	1,285※	1,639	2,134	2,192

※平成 26 年度、27 年度はモデル事業のため 2 箇所で開催

(2) 関係機関との連携

関係機関が一体となったネットワーク体制を構築し、より効果的な立ち直り支援を行うため「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進会議」を設置し、情報共有や意見交換を実施(平成 30 年度開催状況: 2 回開催 10/2、3/18)

支援フロー（寄り添い型支援）



「ユース・コミュニティ」利用の流れ

